

山梨県男女共同参画団体活動促進事業費補助金募集要領

1. 目的

地域における男女共同参画の促進を図るため、男女共同参画推進に向けた取り組みを行う団体（以下「事業実施団体」という。）が実施する地域課題の解決を図るための事業に要する経費に対し、県が補助する。

2. 補助対象事業

本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、山梨県男女共同参画団体活動促進事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第2条に規定するものとする。

【過去採択事例】

- ・デートDV防止啓発動画作成
- ・DV被害者のためのリーフレット・PRカード作成
- ・子育て中のママ向けWEBライティング入門講座
- ・女性の起業セミナー
- ・ヤングケアラーシンポジウム
- ・男性に向けた家事や育児に関するパンフレットの作成・配布 等

3. 対象団体の要件

地域における男女共同参画の促進を図るため、男女共同参画推進に向けた取り組みを行う団体（株式会社、有限会社等の営利を主たる目的とする団体を除く。）であって、次の要件を満たす団体を対象とする。

ア 山梨県内に活動の拠点があり、かつ、山梨県内を中心に活動していること。

イ 構成員が2人以上であること。

ウ 定款・会則等が定められていること。

エ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと。

オ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと。

4. 事業実施期間

本事業の事業実施期間は、交付決定日から、交付決定をした日の属する年度の3月31日までとする。

5. 補助対象経費

（1）人件費

- ・報償費（外部講師への謝礼に限る）

団体の構成員に対する報償費は対象外

- ・旅費（講師、事務局（団体構成員）の交通費など）

団体において旅費規程がある場合は、その限りによる。

旅費規程がない場合は、公共交通機関を利用した場合は実費とし、自動車の場合は県の旅費規程により、往復距離（小数点以下切り捨て）×37円で積算。

（2）使用料及び賃借料等（会場の使用料など）

（3）事業費

- ・需用費（消耗品費、広報チラシ等の印刷製本費等）
- ・役務費（通信運搬費、ボランティア保険料など）

6. 補助額

1事業あたり5万円を上限とし、補助回数は、1団体あたり2回までとする。

特に効果が高いと認める取組については、1事業あたり10万円を上限とする。

ただし、5万円又は10万円に満たない場合は、千円未満を切り捨てる。

7. 応募方法

本補助金の交付を希望する団体は、下記必要書類を作成し、下記まで郵送又は持参により提出すること。

(1) 必要書類（各1部）

- ・山梨県男女共同参画団体活動促進事業費補助金交付申請書（様式第1号）
- ・事業計画書（様式第1号の1）
- ・事業収支予算書（様式第1号の2）
- ・団体概要（様式第1号の3）
- ・団体目的等についての確認書（様式第1号の4）
- ・誓約書（様式第1号の5）
- ・口座振替依頼書（様式第2号）
- ・（任意団体の場合）定款・会則
- ・事業の活動内容がわかる資料(チラシ等)があれば1部

(2) 提出・相談窓口

〒400-0862 山梨県甲府市朝気1-2-2

山梨県立男女共同参画推進センターびゅあ総合内 小田切

TEL 055-226-0826

(3) 注意事項

- ・提出書類は、様式に沿って作成すること。
- ・提出書類に虚偽の記載、不備等がある場合は審査対象外となる場合がある。
- ・対象団体の要件を有しないものが提出した書類は、無効とする。
- ・提出書類の作成及び提出にかかる費用は、応募団体の負担とする。
- ・書類の提出は郵送又は持参することとし、FAX 又は電子メールによる提出は受け付けない。
- ・書類提出後の差し替え等は、原則として禁止。また、採択、不採択にかかわらず、書類の返却はしない。
- ・提出書類については、秘密保持に十分配慮するものとし、応募審査以外には無断で使用しない。

8. 補助金交付者の審査

(1) 審査の手順

提出された書類について、男女共同参画・多様性推進課において書類確認、事前整理等を行い、外部有識者等からの意見を参考に県が補助金交付者の決定を行う。

なお、書類の確認においては、提案書類の内容等の確認及び本募集要項に基づく要件を満たしているかの確認をし、必要に応じて応募団体に問い合わせを行う。なお、要件を満たしていないものについては、以降の審査対象から除外する。

(2) 審査の観点

審査は、男女共同参画を推進する効果が期待できる事業内容及び実施方法、市町村意見を勘案して総合的に行う。

(3) 審査の基準

事業内容、実施方法及び事業の効果については、公益性（事業の必要性・効果）、発展性（先駆性・独創性・普遍性・他団体との協働）、実現性について審査するものとする。

評価項目	評価指標
①公益性	要項に定める事業効果（※１）が出る事業スキームになっているか
	地域にとって必要な事業になっているか
	会員の親睦、特定の個人等を対象とした事業となっていないか
②発展性	先駆性、独創性がある事業となっているか
	事業終了後も地域の男女共同参画推進が図られる事業となっているか
	外部団体・他団体との協働による事業効果の拡大、取組の広がりが期待できるか
③実現性	計画内容、実施体制が十分に検討されているか
	予算積算が適切になっているか
	関係団体、団体等の許可・協議がされているか

（※１ 事業効果）

- ・地域で主導的な役割を担うことができる人材の育成
- ・地域の男女がともに実施する当該取組等への新たな参画
- ・男女共同参画に資する知識の習得・理解の促進
- ・地域での事業実施団体の組織の充実または事業実施団体相互間の連携

（４）審査結果の通知

審査結果は、県から応募団体あてに文書により通知する。

事業については、審査結果に基づいて、事業内容を修正すること等の条件を付すことがある。

９．その他

本補助金の採択された団体については、男女共同参画推進に向けた取り組みを行う団体として、本県からの男女共同参画に資するイベントや講演会等の情報提供を受けるものとする。

附 則

この要領は、令和７年４月１６日から施行する。